

佐伯市 ICT 活用工事（河川浚渫）試行要領

１ 目的

本要領は、佐伯市が発注する ICT 活用工事（河川浚渫）の試行に際して必要な事項を定めたものである。

２ ICT 活用工事

（１）概要

ICT 活用工事とは、施工プロセスの全ての段階において、以下に示す ICT 施工技術を全面的に活用する工事である。

（２）ICT 活用施工

次のア～オの全ての段階で ICT 施工技術を活用することを ICT 活用工事（河川浚渫）とする。また、「ICT 河川浚渫」という略称を用いる。

- ア ３次元起工測量
- イ ３次元設計データ作成
- ウ ICT 建設機械による施工
- エ ３次元出来形管理等の施工管理
- オ ３次元データの納品

（３）ICT 施工技術の具体的内容

ICT 施工技術の具体的内容については、以下ア～オによるものとし、関連要領等については、最新のものを適用するものとする。

関連要領等：https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

ア ３次元起工測量

起工測量において、３次元測量データを取得するため、以下（ア）～（イ）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

なお、直近の測量成果等での３次元データが活用できる場合及び３次元出来形管理等の施工管理において施工履歴データを用いた出来形管理を実施する場合においては、監督員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT 活用工事とする。

- （ア） 音響測深機器を用いた起工測量
- （イ） レッド測深等従来手法による起工測量（※）

※上記（イ）による起工測量を実施した場合は、計測点同士を結合し、TIN データの作成ができるように測量データを取得するものとする。

イ ３次元設計データ作成

アで計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT 建設機械による施工、及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

なお、発注者が貸与する 3 次元データを活用する場合も、ICT 活用工事とする。

ウ ICT 建設機械による施工

イで作成した 3 次元設計データを用い、以下（ア）に示す ICT 建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和 5 年 3 月 31 日 国土交通省告示第 250 号）付録 1 測量機器検定基準 2－6 の性能における検定基準を満たすこと。

（ア） 3 次元 MC または 3 次元 MG 建設機械

※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する 3 次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する 3 次元マシンガイダンス技術を用いて、河川浚渫を実施する。但し、現場条件により、ウ ICT 建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとする。

エ 3 次元出来形管理

ウによる工事の施工管理において、以下の出来形管理を実施する。

（ア） 出来形管理

出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下①にて実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1m 間隔以下（1 点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3 次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。

a 音響測深機器を用いた出来形管理

なお、以下 b の方法で実施しても ICT 活用工事とする。

b 施工履歴データを用いた出来形管理

オ 3 次元データの納品

ア、イ、エにより作成した 3 次元データを、工事完成図書として電子納品する。

（４） ICT 活用工事の対象工事

ICT 活用工事の対象工事（発注工種）は、「一般土木工事」、及び「しゅんせつ工事」を原則とし、以下ア～ウに該当する工事とする。

ア 対象工種

ICT 活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける以下の工種とする。

（ア） 浚渫工（バックホウ浚渫船）

・ 浚渫船運転工

イ 適用対象外

従来施工において、土工の土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用していない工事は、適用対象外とする。

ウ 対象規模

ICT 活用工事（河川浚渫）の対象規模は、アを条件とし、数量は規定しない。

3 ICT 活用工事の実施方法

（１） 発注方式

ICT 活用工事の発注は、以下によるものとするが、ICT 施工技術の活用が困難な場合及び ICT 施工技術を活用しても建設現場の作業性の向上が見込まれない場合など工事内容及び現場条件等を勘案し決定する。

ア 受注者希望型

対象工種のうち、発注者が指定する工事

なお、ICT 活用工事として発注していない工事において、受注者からの希望があった場合は、受発注者間の協議により、ICT 活用工事として事後設定できるものとし、受注者希望型と同様の取扱いとする。

（２） 発注における入札公告等

発注者は、ICT 活用工事を発注する場合、その旨を特記仕様書に記載するものとする。

記載例を別添－１（受注者希望型）に示すが、記載例にないものについては、別途作成するものとする。

（３） 計画書の提出及び活用の範囲

ア 受注者希望型

受注者は、ICT 施工技術の活用を希望する場合、契約後、監督員へ工事打合簿で ICT 活用計画書（別添－２）を提出し、受発注者間の協議により、ICT 活用工事を実施することができるものとする。

なお、ICT 施工技術の活用については、上記 2（２）のア～オのうち、イ、エ、オ段階については必須とし、ア、ウ段階については、受注者の希望により活用の有無を選択できるものとする。（以下、「部分活用」という。）

また、実施する場合、基本的には河川浚渫の施工範囲全てで適用するが、具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、監督員と協議するものとし、実施内容等については、施工計画書に記載するものとする。

（４） ICT 活用工事の実施フロー

別添－３のフローを参考に、ICT 活用工事を実施する。

4 工事成績評価における措置

（１） ICT 活用工事における評価

ICT 活用施工を実施した場合、発注方式に関わらず、「創意工夫」において評価するものとする。

なお、上記 2（２）ア～オの全ての段階で ICT 施工技術を全面的に活用した場合は、2

点を加点、部分活用した場合は、1点を加点する。

5 ICT 活用工事の導入における留意点

受注者が円滑に ICT 施工技術を導入し活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

(1) 施工管理、監督・検査の対応

ICT 施工技術の活用を実施するにあたって、別途定められている「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」及び各種「出来形管理の監督・検査要領（案）」に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

(2) 3次元設計データ等の貸与

発注者は、受注者が3次元設計データ作成に必要な詳細設計において作成した CAD データを受注者に貸与するほか、ICT 施工技術の活用を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

(3) 工事費の積算

発注者は、発注に際して土木工事標準歩掛（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、受発注者間の協議により ICT 活用工事を実施することとなった場合には、土木工事標準歩掛（ICT 施工）及び国土交通省の ICT 活用工事積算要領に基づく積算を行い、落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

(4) 現場見学会・講習会の実施

ICT 活用工事の推進を目的として、官民等を対象とした見学会を適宜実施するものとする。また、より実践的な講習会等の開催についても検討するものとする。

6 実施証明

ICT 活用施工を実施した場合にあって受注者が希望する場合、発注者は「ICT 活用証明書」（別添－4）を発行するものとする。

7 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。

8 施行期日

本要領は、令和7年9月1日から施行する。

<履歴>

令和5年6月15日制定

令和5年7月25日改訂

令和5年10月5日改訂

令和6年5月8日改訂

令和7年8月22日改訂

<添付資料>

別添－1 特記仕様書の記載例（「受注者希望型」ICT活用工事）

別添－2 ICT活用工事（河川浚渫）の計画書

別添－3 ICT活用工事（河川浚渫）の実施フロー

別添－4 ICT活用証明書

特記仕様書の記載例（「受注者希望型」 ICT 活用工事）

第〇〇条 ICT 活用工事について

1 ICT 活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT 施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3 次元データを活用する ICT 活用工事の対象工事である。

なお、ICT 活用工事の試行にあたっては、佐伯市が定める「ICT 活用工事試行要領（以下、試行要領）」により実施することとする。

＜試行要領に定めのある工種＞

土工、作業土工（床掘工）、付帯構造物設置工、法面工、擁壁工、地盤改良工、基礎工、河川浚渫、舗装工、舗装工（修繕工）、構造物工（橋梁上部）、構造物工（橋脚・橋台）、コンクリート堰堤工、港湾浚渫工、港湾基礎工、港湾ブロック据付工、港湾海上地盤改良工

2 ICT 機器類

ICT 施工を実施するために使用する ICT 機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督員と協議するものとする。

発注者は、受注者が 3 次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成した CAD データを受注者に貸与するほか、ICT 施工技術を活用する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

3 出来形数量の算出

「土木工事施工管理基準及び規格値」に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

4 調査への協力

受注者は、当該技術の施工にあたり、活用効果等に関する調査を行うものとし調査の実施及び調査表については、別途指示するものとする。

5 その他

本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督員と協議するものとする。

第〇〇条 ICT 活用工事における適用（用語の定義）について

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第〇〇条 ICT 活用工事の費用について

- 1 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに ICT 活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督員へ協議を行い、協議が整った場合、ICT 活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とし、土木工事標準歩掛、港湾積算資料及び国土交通省の ICT 活用工事積算要領に基づき費用を計上することとする。
- 2 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

I C T活用計画書（河川浚渫）

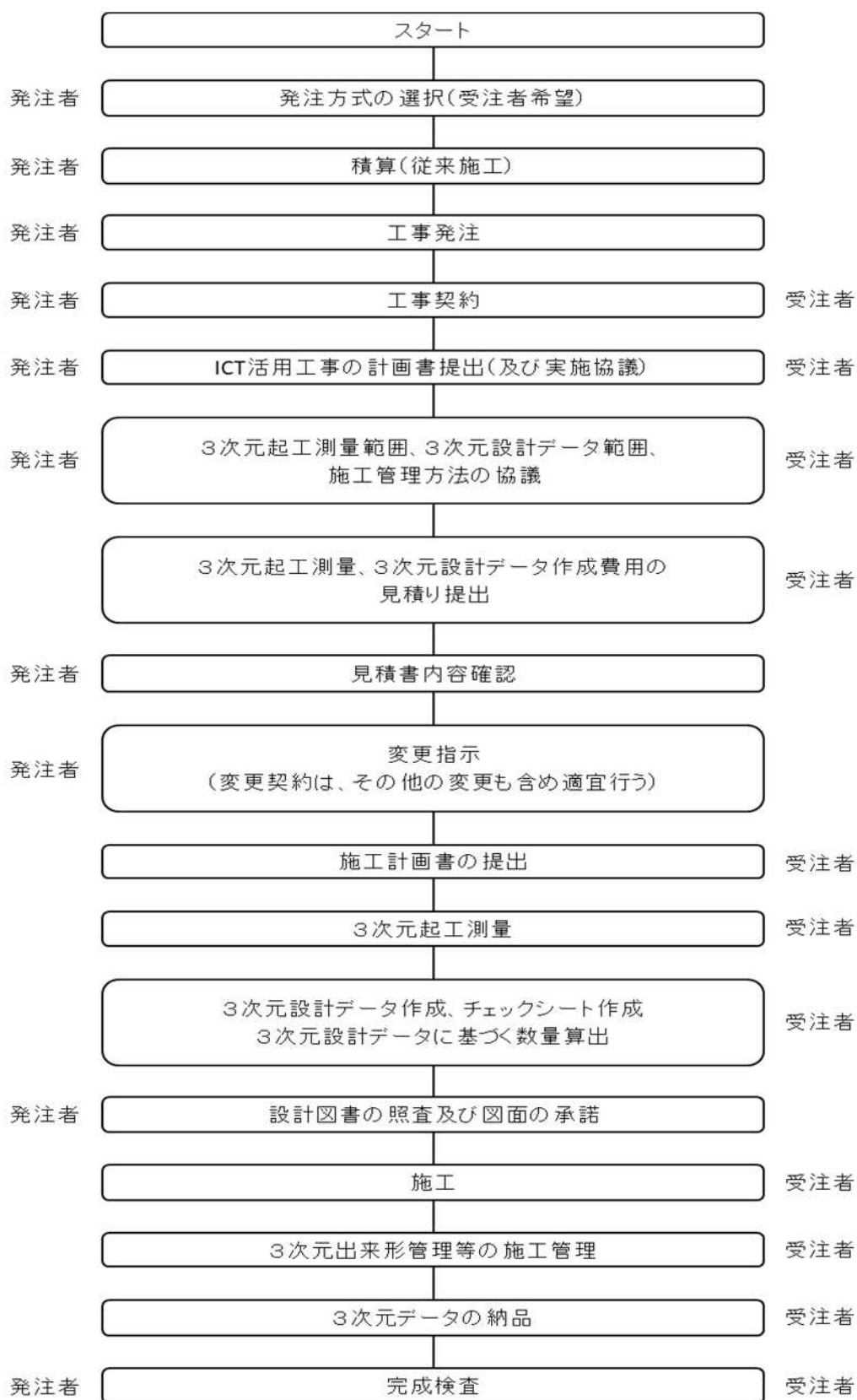
工事名	
-----	--

【内 容】

チェック欄	ICT活用段階	作業内容		採用する技術番号	技術番号・技術名
☐	①3次元起工測量				1. 音響測深機器 2. レッド測深等
☐	②3次元設計データ作成				※3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械にのみ用いる3次元設計データは含まない
☐	③ICT建設機械による施工	☐	浚渫工		1. 3次元MCまたは3次元MG建設機械
☐	④3次元出来形管理等の施工管理	出来形管理			1. 音響測深機器 2. 施工履歴データ
☐	⑤3次元データの納品				

（注）「受注者希望型」は、ICTを活用する施工プロセスにチェック（■、✓など）を付けること。（②、④、⑤は必須）

I C T 活用工事（河川浚渫）の実施フロー



〇 〇 第 〇 〇 号
令和 〇 年 〇 月 〇 日

株式会社 〇〇〇〇 様

佐伯市長

公
印

I C T 活用証明書

下記工事について、I C T の実施を証明する。

工 事 名：令和〇年度 〇〇〇〇第〇号 〇〇工事

工 期：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

完 成 年 月 日：令和〇年〇月〇日

I C T 実施内容（実施した内容に、■を附している）

☐ 3次元起工測量

☐ 3次元設計データ作成

（☐：3次元設計データを発注者が貸与）

☐ ICT 建機による施工（実施工種：〇〇工）

☐ 3次元出来形管理等の施工管理（実施工種：〇〇工）

☐ 3次元データの納品（実施工種：〇〇工）